



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

筑紫野市子ども医療制度の制度拡大について（依頼）

今般、平成 26 年 9 月 1 日からこども医療制度の対象者を小学校 6 年生まで拡大することとなった旨、別紙のとおり筑紫野市より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、筑紫野市市民生活部国保年金課医療担当（TEL.092-923-1111）までご照会ください。

	現行	改正後
対象者	通院：義務教育就学前 入院：9 歳の年度末	通院：現行と同じ 入院：12 歳の年度末
自己負担	3 歳未満：なし 3 歳以上義務教育就学前： 通院 600 円/月（上限） 入院 500 円/月（月 7 日限度） 義務教育就学後から 9 歳の年度末： 通院 3 割負担（助成なし） 入院 500 円/日（月 20 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごとに負担	3 歳未満：現行と同じ 3 歳以上義務教育就学前 現行と同じ 義務教育就学後から 12 歳の年度末： 通院：3 割負担（助成なし） 入院：500 円/日（月 20 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごとに負担

- 1) 小学 3 年生までの助成内容に変更はありません。
- 2) 重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は子ども医療証は使えません。
- 3) 平成 26 年 8 月末に、医療証を交付及び差し替えが行われます。
- 4) 生活保護受給者は子ども医療制度を受給できません。

(公 印 省 略)

26 筑国第 5 1 1 1 号

平成 26 年 5 月 21 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

筑紫野市長 藤田 陽三

(国保年金課医療担当)

筑紫野市子ども医療制度の制度拡大について (依頼)

日頃より筑紫野市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記について、子ども医療制度を別紙のとおり拡大しますので、お知らせいたします。

恐れ入りますが、福岡県医師会に加入している医療機関への周知をしていただきますようお願い申し上げます。

今度とも本制度の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします

《 問い合わせ 》

筑紫野市 市民生活部国保年金課医療担当

Tel 092-923-1111 内線 282

Fax 092-923-5391



<資料>

平成26年9月1日から子ども医療制度が変わります

変更助成内容

- ・ 現在、小学1年から小学3年までに行っている入院医療費の助成を、小学6年までに拡大します。
- ・ 小学3年までの助成内容に変更はありません。

注意事項

- ・ 重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は子ども医療証は使えません
- ・ 平成26年8月末には、医療証を交付及び差し替えをします
- ・ 生活保護受給者は子ども医療制度を受給できません。

	現行	改正後
対象者	通院：義務教育就学前 入院：9歳の年度末	通院：現行と同じ 入院：12歳の年度末
自己負担	3歳未満：なし 3歳以上義務教育就学前： 通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(月7日限度) 義務教育就学後から9歳の年度末： 通院 3割負担(助成なし) 入院 500円/日(月20日限度) ※いずれも1医療機関ごとに負担	3歳未満：現行と同じ 3歳以上義務教育就学前： 現行と同じ 義務教育就学後から12歳の年度末： 通院 3割負担(助成なし) 入院 500円/日(月20日限度) ※いずれも1医療機関ごとに負担